

必要な労働者など、多様な働き方に対応した職場にしたい～

☑ 障害者雇用安定助成金

雇用環境・均等室

内 容	助成額
障害の特性に応じて柔軟な時間管理・休暇取得の措置を講じた場合に助成	1人あたり 8万円 (6万円)
障害の特性に応じて短時間労働者の勤務時間延長措置を講じた場合に助成(延長時間数によって助成額が異なります)	1人あたり最大 54万円 (40万円)
有期契約労働者を正規雇用等に転換した場合に助成	1人あたり最大 120万円 (90万円)
障害の特性に応じて職場支援員配置の措置を講じた場合に助成	1人あたり最大 144万円 (108万円)
職場復帰のために職場適応の措置を講じた場合に助成	1人あたり最大 72万円 (54万円)
職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施した場合に助成	1人あたり最大月額 8万円
	企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の 1/2
労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入した場合に助成	1事業所あたり 10万円

☑ 職場意識改善助成金

雇用環境・均等室

内 容	助成額
労働時間を縮減する取組みを行うことにより、年次有給休暇の取得促進や、所定外労働の削減を行った場合に助成(職場環境改善コース)	取組みの実施に要した経費の 1/2～3/4 (-)
法定労働時間が週44時間とされている、特例措置対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とした場合に助成(所定労働時間短縮コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
限度基準を超える時間数で36協定を締結している事業主が、限度基準以下に上限設定を短縮した場合に助成(時間外労働上限設定コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
過重労働の防止及び長時間労働を抑制するため休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入した場合に助成(勤務間インターバル導入コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
多様な働き方に対応するため、テレワークを導入した場合に助成(テレワークコース)	取組みの実施に要した経費の 1/2～3/4 (-)

※上記の全てのコースは、事前に取組計画を策定し取り組む必要があります。

※それぞれのコースに上限額が設定されていますのでご注意ください。

※詳しい内容については、山形労働局(雇用環境・均等室)までお問合せください。なお、テレワークコースのお問い合わせ先は、テレワーク相談センター(0120-91-6479)となります。

※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。